一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的　次に掲げる告示（重要流域（平成十二年二月二十四日農林水産省告示第二百八十三号で指定された重要流域をいう。）に係るものに限る。）で定めるところによる。

平成四年十二月二十八日農林水産省告示第千三百三十一号（五及び六に係るものに限る。）、平成四年十一月十八日農林水産省告示第千二百十六号（二に係るものに限る。）、平成四年十一月十八日農林水産省告示第千二百十七号（一に係るものに限る。）、平成元年三月四日農林水産省告示第二百六十七号（二に係るものに限る。）、昭和六十三年七月六日農林水産省告示第九百三十六号

二　変更に係る指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法　変更しない。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。（次のとおり」は、省略し、その関係書類を静岡県庁及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第五百八十五号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十四年三月五日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　静岡県浜松市（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を静岡県庁及び浜松市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第五百八十六号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十四年三月五日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　㈠　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　静岡県掛川市（次の図に示す部分に限る。）

㈡　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

㈢　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

二　㈠　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的　次に掲げる告示で定めるところによる。

平成七年九月八日農林水産省告示第千四百二十二号（一及び二に係るものに限る。）、平成七年八月二十五日農林水産省告示第千三百三十八号（二及び三に係るものに限る。）、平成七年八月二日農林水産省告示第千百二十四号（二に係るものに限る。）、平成七年十一月九日農林水産省告示第千七百六十三号（一及び二に係るものに限る。）

㈡　変更に係る指定施業要件

1　立木の伐採の方法　変更しない。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を静岡県庁並びに掛川市役所及び森町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第五百八十七号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十四年三月五日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　静岡県浜松市（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

浜松市（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を静岡県庁及び浜松市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第五百八十八号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十四年三月五日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　㈠　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　静岡県周智郡森町（次の図に示す部分に限る。）

㈡　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

㈢　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。

森町（次の図に示す部分に限る。）

(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

二　㈠　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的　次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和五十三年六月三日農林省告示第六百七十八号（五及び六に係るものに限る。）、昭和五十二年三月二十三日農林省告示第百九十号（二に係るものに限る。）、昭和五十三年一月七日農林省告示第十八号（一に係るものに限る。）

㈡　変更に係る指定施業要件

1　立木の伐採の方法　変更しない。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を静岡県庁並びに関係市役所及び森町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第五百八十九号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十四年三月五日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的　次に掲げる告示で定めるところによる。

神奈川県愛甲郡清川村宮ケ瀬字川第四〇三、字タケ四六五の一、四七七の一、四八二の一、四八三、四四四、四九二の一、四九四の一、四八の一、五一〇、字向五一一、五一二、五一八の一、五一八の三、五一九、五二一の一、五二四の一、五二四の二から五二四の二四まで、字下山五八九、字吹風一五五〇の一、一五五三の一、字**谿**田川一六一一の一、一六一一の二、一六一五の一、一六一五の三、一六一七の一、一六一九の一、一六二〇の一、一六二〇の二、一六二五、一六二六の一、一六二六の二、一六二六の六、一六二六の七、一六二七の一、一六二九の一、一六三〇の四、一六三〇の五、一六三〇の八、一六三一、一六三四の一、字春の木丸一六五九の一、一六五九の二、一六六〇の一、一六六〇の五、一六六〇の六、一六六一の一、一六六五の二、字猿島一七一九の二、一七三九の二、一七四四の一、煤ケ谷字仏華山四五五三の一、四五五三の一一、字四拾八瀬四五五四の一、四五五五の四、四五五六の四、四五五七の四、四五五九の一、四五六六の一

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備